

# 「こどもまんなか熊本・実現計画」の 枠組み（案）

令和6年（2024年）6月11日  
健康福祉部



# 第1回「こどもまんなか熊本」推進本部会議における知事・副知事発言（抄）

## 知事発言

- 熊本で結婚・出産・子育てをしていくことが楽しい、そして子どもたちがキラキラと輝く熊本づくりを頑張っていきたいと思ひます。全庁挙げてしっかりと取り組んでいきたいと思ひますので、健康福祉部を中心に皆さん、このチームで一致団結して頑張っていきましょう。

## 亀崎副知事発言

- 県民アンケートについて非常に貴重な御意見ということでございました。私も本当に、この意見の内容というのは当事者でなければわからない、そういう視点での御意見であるかと思ひています。また、こどもまんなか応援団からの御意見も非常に、そういう意味では大事な意見だと思ひます。先ほど、施策について、皆さん各部から発言がございました。
- 例へば交通安全で言ひますと、実は、交通環境で言ひますと県警、企画、環境、土木、それぞれに跨ってきますので、今色々皆さんが、御発言があったものを、アンケートの意見に対して、どうやって繋いだら、もうちょっと有機的な、体系的な対策になるのかということも大事だと思ひます。
- 先ほど知事から建設業という御意見がありました。働きやすい環境づくり、総務の方で庁内がござひます。あと商工の方で企業ということがござひます。その中でももうちょっと細かく聞くと建設業はどうなのかということがありますので、これはやはり、以前縦割りの打破というのがありましたけど、横串でみんなでしっかりと体系的に計画を策定していくことが大事なのだろうと思ひております。
- これまでよく「50年、100年先の熊本の未来」という言葉を使ひましたが、実はこれって本当にこどもの将来を考えたところで、最も大事なのだろうと思ひております。そういう視点で、みんな取り組んで参りましょう。よろしくお願ひします。

## 竹内副知事発言

- (前略)それぞれの分野のところ、しっかりとこどもまんなかということで取り組んでいただひているというのはあるのですけれども、やはりこのこども家庭庁の、国のところをベースにしているのに加えて、やはり先ほどのアンケート、熊本の皆さんがどういふふうにかかっているか、それぞれの課題について、亀崎副知事が言われたように、横串で考えられる部分、このそれぞれの、ここのいふふうになつたらいいなつて思ひているところに、やっぱり各部連携して取り組んでいただひることが必要じゃないかなと。
- 資料のロードマップを見ますと、やはり、非常に短時間で集中的に議論していく必要がありますので、それぞれ連携しながら、お互い意見交換しながら進めていただひければと思ひます。
- しっかりと一緒に頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

# こども基本法における都道府県こども計画

## こども基本法(令和4年法律第77号)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## (参考)こども基本法

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

# 「こどもまんなか熊本・実現計画」（熊本県こども計画）の策定に向けて

## こども大綱 【こども基本法第9条第3項】

少子化社会対策大綱  
【少子化社会対策基本法第7条】

子ども・若者育成支援推進大綱  
【子ども・若者育成支援推進法第8条】

子どもの貧困対策に関する大綱  
【子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条】

都道府県行動計画(行動計画策定指針)  
【次世代育成支援対策推進法第9条】  
※母子保健計画(一部を除く)を含む

都道府県計画  
【子ども・子育て支援法第62条】

子ども・子育てプラン

## 熊本県こども計画 【こども基本法第10条第1項及び第4項】

こども大綱 **勘案**

少子化社会対策大綱  
【少子化社会対策基本法第7条】

子ども・若者育成支援推進大綱  
【子ども・若者育成支援推進法第9条】

子どもの貧困対策に関する大綱  
【子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条】

都道府県行動計画(行動計画策定指針)  
【次世代育成支援対策推進法第9条】  
※母子保健計画(一部を除く)を含む

都道府県計画  
【子ども・子育て支援法第62条】

市町村  
こども計画  
【こども基本法第10条第2項及び第5項】

# こどもまんなか熊本・実現計画の記載事項関係（1）

## 少子化対策関係

### ● 少子化社会対策推進法

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### ● 少子化社会対策大綱

#### 【基本的な考え方】

- 1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる
- 2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
- 3 地域の実情に応じたきめ細やかな取組を進める
- 4 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会をつくる
- 5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

## 子ども・若者育成支援関係

### ● 子ども・若者育成支援推進法

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

### ● 子ども・若者育成支援推進大綱

#### 【基本的方針及び施策】

- 1 全ての子供・若者の健やかな育成
- 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- 4 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- 5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

## 子供の貧困対策関係

### ● 子供の貧困対策の推進に関する法律

第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子供の貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

### ● 子供の貧困対策に関する大綱

#### 【分野横断的な基本方針】

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する
- 4 地方自治体による取組の充実を図る

#### 【分野ごとの基本方針】

- 1 教育の支援:学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る
- 2 生活の支援:親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する
- 3 保護者の就労支援:所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める
- 4 経済的支援:様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく
- 5 子供の貧困支援:子供の貧困への社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める

## こどもまんなか熊本・実現計画の記載事項関係（2）

### 都道府県計画（熊本県子ども・子育て支援事業支援計画）

#### ● 子ども・子育て支援法

第62条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

#### 【必須記載事項】

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育に係る量の見込み、確保の内容・実施時期
- 3 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 5 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の確保、質の向上のために講ずる措置
- 6 専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援、市町村との連携

#### 【努力記載事項】

- 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- 2 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### 都道府県行動計画（熊本県次世代育成支援行動計画）

#### ● 次世代育成支援対策推進法

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

#### 【必須記載事項】

- 1 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 2 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

#### ● 行動計画策定指針

#### 【都道府県行動計画に盛り込むべき事項】

- 1 地域における子育ての支援
- 2 保護を要する子どもの養育環境の整備
- 3 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 5 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保
- 6 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 7 その他の次世代育成支援対策の実施

# 第2期くまもと子ども・子育てプラン(計画期間:令和2年度から令和6年度まで)

- 地域における幼児教育・保育、子育て支援の質・量の充実を図り、地域の実情に応じた子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、「くまもと子ども・子育てプラン(熊本県子ども・子育て支援事業支援計画)」を策定。
- 計画期間は、「第2期:令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)」までの5年間。

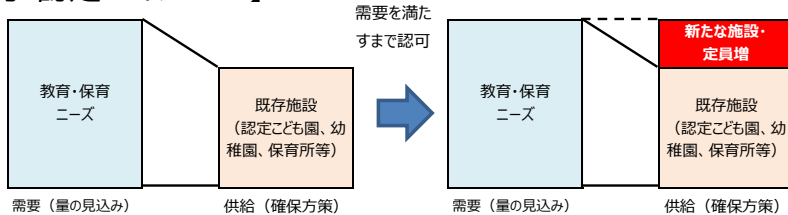
## めざす姿

- 1 すべての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができる地域社会
- 2 安心して安全に子どもを生み育てることができる地域社会

## 基本的視点

- 視点1 子どもの幸せを支援する
- 視点2 すべての子どもや子育て家庭を支援する
- 視点3 親育ちの過程を支援する
- 視点4 結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する
- 視点5 社会全体で子育て・子育てを応援する

## 【認可・認定のイメージ】



【熊本県全体】		令和6年度		
		1号	2号	3号
量の見込み		8,666	31,245	24,621
確保方策	幼稚園	5,937		
	認定こども園(幼稚園部分)	7,429		
	認定こども園(保育所部分)		10,337	7,382
	保育所		21,784	16,683
	地域型保育事業			1,809
	企業主導型(地域枠分)		323	585
合計		13,366	32,444	26,459
確保方策-量の見込み		4,700	1,199	1,838



## 具体的施策の展開

- 第1章 教育・保育等の推進
  - 第1節 区域の設定と量の見通し
  - 第2節 県の支援等の取組み
    - 1 教育・保育施設の役割と連携の推進
    - 2 地域子ども・子育て支援事業の推進
    - 3 教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上
    - 4 教育・保育サービスの充実
- 第2章 保護や援助を必要とする子どもへの支援等
  - 1 児童虐待防止対策の充実
  - 2 社会的養護体制の充実
  - 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進
  - 4 障がい児施策の充実等
  - 5 子どもの貧困対策の推進
- 第3章 子ども・子育て支援に関する様々な施策
  - 1 次世代育成に向けた意識づくり
  - 2 地域における子育ての支援
  - 3 家庭の教育力の向上
  - 4 母子保健の充実
  - 5 仕事と生活の調和の推進
  - 6 総合的な放課後児童対策の推進

## 計画の推進体制

- 1 庁内の連携
- 2 熊本県子ども・子育て会議  
子どもの保護者、市町村長、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、事業主の代表、労働者の代表、学識経験者等からなる熊本県子ども・子育て会議を設置

# 県のこどもまんなか熊本・実現計画の枠組み（案）

「基本方針編(仮称)」と「具体施策編(仮称)」の二部構成とする。

- 「基本方針編(仮称)」＝今後5年程度を見据えた熊本県におけるこども施策の基本的方針を定めたもの(5年を目途に見直し)
- 「具体施策編(仮称)」＝「基本方針編(仮称)」に基づき具体的に取り組む施策を中心にまとめたもの(毎年改定)

以下のこども大綱やこどもまんなか実行計画の枠組みをベースにしつつ、本日の議論やこれまでの調査結果等を踏まえて、本県の実情に応じた視点から、幅広く項目の加除修正を行う。

## 【こども大綱】

### I はじめに

- 1 こども基本法の施行、こども大綱の策定
- 2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識
- 3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

### II こども施策に関する基本的な方針

### III こども施策に関する重要事項

- 1 ライフステージを通じた重要事項
  - (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
  - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
  - (3) こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供
  - (4) こどもの貧困対策
  - (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
  - (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
  - (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- 2 ライフステージ別の重要事項
  - (1) こどもの誕生前から幼児期まで
  - (2) 学童期・思春期
  - (3) 青年期
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項
  - (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
  - (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
  - (3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
  - (4) ひとり親家庭への支援

### IV こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

## 【こどもまんなか実行計画】

### I はじめに

- 1 こども大綱の閣議決定、こどもまんなか実行計画の策定
- 2 こどもまんなか実行計画に記載する施策の範囲と改定頻度
- 3 こどもまんなか実行計画策定までの流れ

### II こども施策に関する重要事項

- 1 ライフステージを通じた重要事項
  - (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
  - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
  - (3) こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供
  - (4) こどもの貧困対策
  - (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
  - (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
  - (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- 2 ライフステージ別の重要事項
  - (1) こどもの誕生前から幼児期まで
  - (2) 学童期・思春期
  - (3) 青年期
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項
  - (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
  - (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
  - (3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
  - (4) ひとり親家庭への支援

### III こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等



- 計画を策定して終わりではなく、計画の中で示した施策を実行することが最も重要です。着実に計画を推進するためにも、計画の中で取組主体とスケジュールを詳細に記述しましょう。
- 計画の進捗状況の管理にあたっては、策定時の会議体を定期的に行なうようにしましょう。

## Point

- 取組の主体やスケジュールが不明確では、計画を策定するまでに留まってしまい、次の改定までに何も取組ができていないといった事態が発生してしまいます。計画には、必ず施策別に取組の主体(誰が主導するか)とスケジュール(いつまでに)を明確にしましょう。
- 計画策定時の協議会などの会議体を策定後も定期的に行なうし、その中で計画の推進状況を共有し進捗を管理することも有効です。
- 計画の中では「検討する」という言葉の使用はなるべく控え、「実行する」という言葉を多く用いることで、計画内容の実現につながります。